

伊勢市バリアフリー基本構想  
【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】  
(概要版)

令和5年2月



# 1 バリアフリー基本構想とは

## (1) 背景と目的

伊勢市は、令和3年(2021年)2月に、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタープラン(伊勢市移動等円滑化促進方針)」を策定しました。

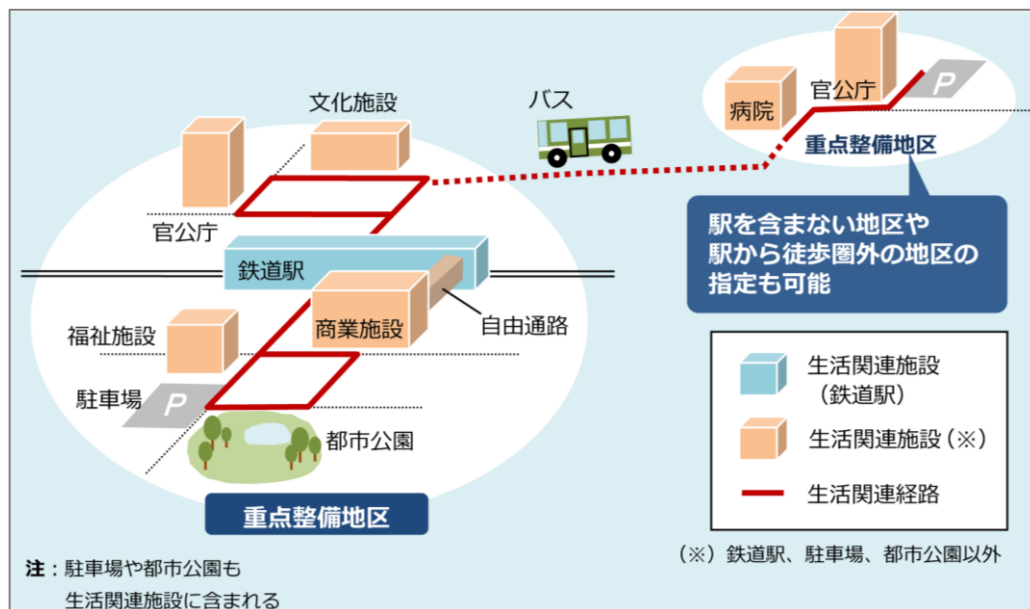
バリアフリー基本構想は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法という。」)に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画し、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的としています。

## (2) 基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区として設定した地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法では、新施設等については移動円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

### ●基本構想において定める主な事項



重点整備地区	鉄道駅の周辺地区や、高齢者・障がい者が利用する生活関連施設(駅、福祉施設、店舗など)が集まった地区など、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めていくエリア
生活関連施設	鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
生活関連経路	生活関連施設相互の経路(それらの間の移動は通常徒歩で行われること)
特定事業その他移動円滑化のための事業	生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの

### (3) 基本理念

市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり

### (4) 基本方針

#### 快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備

誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。

#### 利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進

バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。

#### 共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成

市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。

### (5) 目標年次

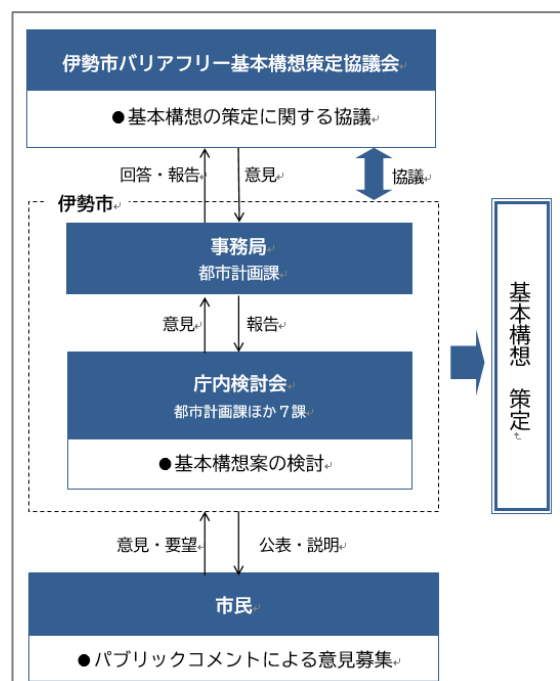
バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条の2により、おおむね5年ごとに重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

伊勢市バリアフリーマスタープランにおいては、令和 17 年度(2035 年度)を目標年次とし、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これらを踏まえ、本基本構想においては、令和9年度を目標年次とし、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

### (6) 策定体制および策定の流れ

本基本構想の策定にあたり協議を行う場として、学識経験者、施設設置管理者、三重県公安委員会、高齢者・障がい者団体代表、商工・観光関係団体代表、伊勢市で構成する「伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。(右図参照)



## 2 重点整備地区

### (1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

### (2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に決めました。

本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、重点整備地区を位置づけ、効率的・効果的なバリアフリー化を進めていきます。

### (3) まち歩き（現地確認）

五十鈴川駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会員および市の担当職員による、まち歩き（現地確認）を行いました。





### 3 特定事業等

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、  
内容により短期と長期の2段階で整備目標時期を定めます。

短期	令和9年度まで
長期	令和10年度以降

#### (1) 特定事業

##### ① 道路特定事業

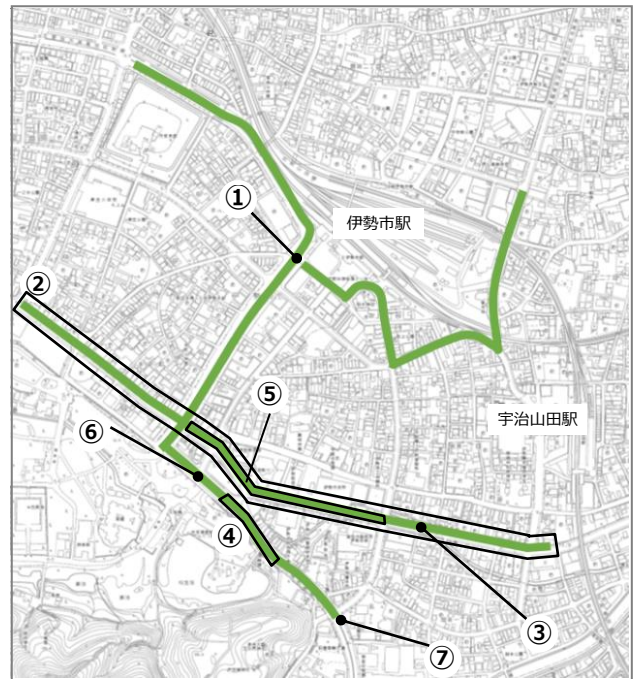
###### ● 県道

事業者：三重県

項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・段差の解消	①	短期
		②	長期
	・幅員の拡幅	③	長期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・未整備区間への敷設	④	短期
		⑤	長期
	・横断歩道前後への敷設	⑥	短期
	・横断歩道前後の交通安全 施設との干渉部敷設替え	⑦	短期



歩道橋の脚部分の歩道（右図③）



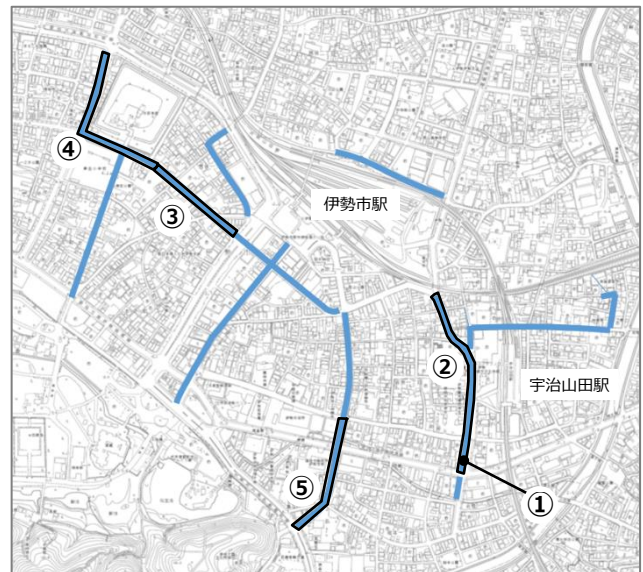
###### ● 市道

事業者：伊勢市

項目	事業内容	箇所	時期
歩道	・急勾配の解消	①	短期
歩道・車道間	・土砂の撤去	②	短期
視覚障がい者 誘導用ブロック	・未整備区間への敷設	③	短期
		④	短期
	・敷設位置の変更 (道路端から中央付近へ)	⑤	長期



視覚障がい者誘導用ブロック未整備（右図③）



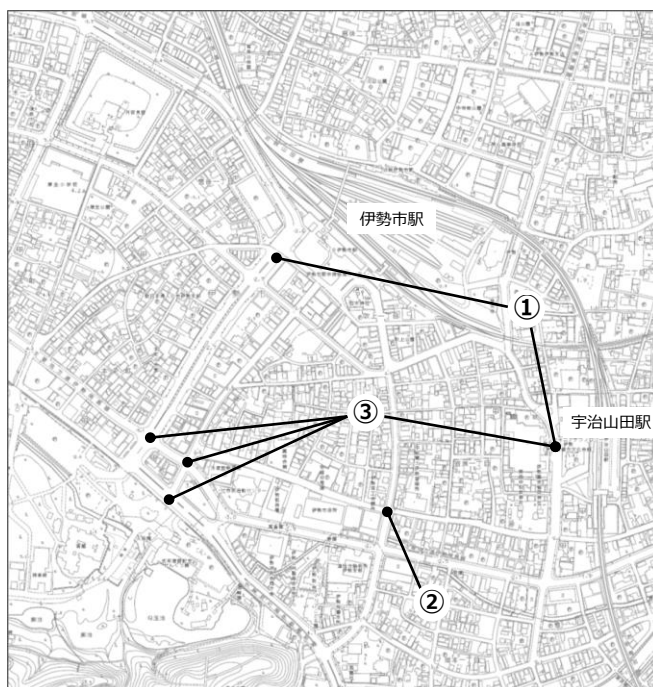
## ②交通安全特定事業

事業者：三重県公安委員会

項目	事業内容	箇所	時期
信号機	・高齢者等感应信号機 (青信号延長ボタン)の整備	①	短期
	・歩行者用信号の整備	②	短期
エスコートゾーン	・エスコートゾーンの整備	③	短期



エスコートゾーン (例)



## (2) その他の事業

以下の項目は、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

### ●道路 (県道・市道)

事業者：三重県・伊勢市

路線名・区間	事業内容	事業者	時期
外宮参道線 (全区間)	・歩行空間の舗装の改修等によるユニバーサルデザイン化	伊勢市	長期
その他全路線	・歩道の路面の修繕等、適切な維持管理	三重県 伊勢市	長期

## 4 バリアフリー化の推進に向けて

### (1) 市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者および公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画またはその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取組などを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

#### ●バリアフリー法に基づく国の基本方針に規定された関係者の責務（参考）

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●心のバリアフリーの推進<ul style="list-style-type: none"><li>・バリアフリー化の必要性について理解を深めること</li><li>・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること</li></ul></li></ul>
施設設置 管理者等	<ul style="list-style-type: none"><li>●施設及び車両等のバリアフリー化のために必要な整備</li><li>●職員等関係者による適切な役務の提供</li><li>●施設及び車両等の利用者支援</li><li>●利用者に対する適切な情報の提供</li><li>●職員等関係者に対する適切な教育訓練</li><li>●高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用の推進</li></ul>
国	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）</li><li>●心のバリアフリーの推進</li><li>●バリアフリー化に関する情報提供</li><li>●バリアフリー化のための事業に対する支援措置</li></ul>
県・市	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）</li><li>●心のバリアフリーの推進</li><li>●バリアフリー化に関する情報提供</li><li>●バリアフリー化のための事業に対する支援措置</li></ul>



伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】  
(概要版)

令和5年2月28日 策定

伊勢市都市整備部都市計画課【事務局（窓口）】

伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL:0596-21-5591 FAX:050-1704-1924